

食安輸発0330第3号  
平成24年3月30日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記について、平成24年度においては、下記のとおり実施するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

#### 記

##### 1 実施期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

##### 2 検査命令の対象及びその内容

別表1に定める製品検査の対象食品等については、全輸入届出に対して、同表の検査の項目を同表に定める内容に従い、登録検査機関の製品検査を受けるよう命ずること。

また、アフラトキシンに係る検査命令のうち加工食品の取り扱いについては、平成23年10月1日よりアフラトキシンの指標及び採取量に変更されたこと、並びに過去の検出事例を踏まえ、同表の「製品検査の対象食品等」中に含有量を明示したので留意すること。

なお、同表の条件中に別途指示を定めたもののうち、検査命令を実施するものについては別添1の1、検査命令を免除するものについては別添1の2、各証明書等の様式については別添2に示すとおりとする。

##### 3 その他

本通知により示した検査命令の対象食品等以外のものであって、輸入届出の審査の際に検査を命ずる必要があると判断された場合にあっては、別途、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室あて照会すること。